

【議題3】

第6期・第7期和泉市障がい福祉計画における取組み
及び令和5年度実績について

目 次

I 第6期和泉市障がい福祉計画（R3～5年度）の取り組み	3
1. 重点目標及び成果目標	3
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(3) 地域生活の支援	7
(5) 相談支援体制の充実	12
(6) 障がい者地域自立支援協議会の活性化	14
2. 障がい福祉サービスの活動指標	15
(1) 訪問系サービスの見込量及び実績値	16
(2) 日中活動系サービスの見込量及び実績値	19
(3) 居住系サービスの見込量及び実績値	23
(4) 相談支援の見込量及び実績値	25
(5) 障がい福祉サービス事業者に対する取り組み	27
(6) 地域生活支援事業（必須事業）の見込量及び実績値	28
(7) 地域生活支援事業（任意事業）の見込量及び実績値	32

Ⅱ 第7期和泉市障がい福祉計画（R6～8年度）の取り組み	34
Ⅰ.重点目標及び成果目標	34
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	35
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	37
(3) 地域生活支援の充実	39
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	41
(5) 相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化	44
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	47
2. 障がい福祉サービス等の見込量	48
(1) 訪問系サービスの見込量	49
(2) 日中活動系サービスの見込量.....	52
(3) 居住系サービスの見込量	56
(4) 相談支援の見込量	57
(5) 地域生活支援事業（必須事業）の必要な見込量	59
(6) 地域生活支援事業（任意事業）の必要な見込量	63

障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉

【所掌事項】

- ・障がい者計画及び障がい福祉計画の策定等
- ・障がい者の施策の総合的な推進について

【構成】

- ・障がい福祉課(事務局)
- ・学識経験者・当事者団体
- ・関係機関(HW・保健所)・市民委員

和泉市障がい者施策推進協議会
(障害者基本法第3条第4項) ※条例設置

協議の報告等

意見

【所掌事項】

- ・障がい者の自立支援に関する体制整備について

【構成】

- ・障がい福祉課・基幹相談支援センター(事務局)
- ・学識経験者・当事者団体・部会代表者・関係機関(HW・保健所)
- ・市民委員

【目的及び内容】

- ・障がい福祉計画における重点目標に関する具体的取り組みについての協議を行うなど、障がい者の地域生活に関するシステム構築や連携体制の構築について協議を行う中核的役割の場
- ・ネットワーク構築や部会の取組み及び設置、事業者の質の向上、資源開発 等

和泉市障がい者地域自立支援協議会
(障害者総合支援法第89条の3) ※条例設置

協議の報告や提案

承認・意見・依頼

【所掌事項】

- ・協議会や各種部会と連動して障がい者の自立支援に関する体制整備について具体的に実行(推進)するための検討を行う。

【構成】

- ・障がい福祉課・基幹相談支援センター
- ・障がい者相談支援センター・他関係機関(※)
- ※必要時、関係機関や部会代表者の参画もあり

【目的や内容】

- ・自立支援協議会で協議された事項を具体的な実行に移すための検討を行う。また、協議会での協議結果を踏まえて部会に対して、意見などを行う。
- ・各部会等であがった課題を共有し、内容や優先順位等について協議会での協議事項を整理する。
- ・地域課題を整理し、課題に対する検討や解決に向けた部会等の設置について検討や提案を行う。
- ・協議会の運営や部会の進捗について共有及び検討する。

和泉市障がい者地域自立支援協議会推進会議※要綱設置
(推進会議庶務：障がい福祉課・基幹相談支援センター)

部会運営・庶務担当：子育て支援室

子ども部会

【構成】

医療、保健、保育、教育、福祉の関係機関

【目的及び内容】

- ・障がい児のライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築
- ・医療的ケア児の課題検討

相談支援部会

【構成】

・基幹相談支援センター
障がい者相談支援センター
特定相談支援事業者

【目的及び内容】

- ・地域課題の解決
- ・計画相談支援の質の向上
- ・情報共有 など

就労支援部会

【構成】

・基幹相談支援センター、泉州北障害者就業・生活支援センター、就労系事業者

【目的及び内容】

- ・一般就労への移行
- ・工賃向上(共同受注体制)
- ・企業開拓、販路拡大 など

地域移行部会

【構成】

・基幹相談支援センター
障がい者相談支援センター
和泉保健所、精神科病院

【目的及び内容】

- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・効果的な地域移行(退院促進) など

地域生活支援拠点部会

【構成】

・基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、特定相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体 等

【目的及び内容】

- ・相談支援、緊急時の受入れ等地域生活支援拠点(面的整備型)の整備
- ・短期入所事業者等との連絡会 など

支援の質向上 PT

【構成】

・基幹相談支援センター
サービス事業者 等

【目的及び内容】

- ・効果的な支援のあり方検討

I 第6期和泉市障がい福祉計画（R3～5年度）の取り組み

Ⅰ.重点目標及び成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【重点目標】

地域は、すべての人々の生活の基本となる場所です。障がいのある・なしや年齢、性別にかかわらず、すべての人が地域の一員として、さまざまな人とつながりを持ち、自立した生活を行うことが大切です。しかしながら、福祉施設などに入所しているため、住み慣れた地域から離れて暮らしている人たちがいます。

そこで、そのような人が再び地域で自立した生活ができるよう、関係機関が連携し、退所の促進及び地域生活の定着ができるように支援を進めていきます。

【成果目標と実績値】

	目標値	備考	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
施設入所者数(A)	92人	令和元年度末時点			
施設入所者数(B)	91人	令和5年度末時点	89人	88人	84人
【目標値】地域生活移行者数(C)	10人	令和5年度末時点	2人	1人	4人
【目標値】入所者の削減見込数(A-B)	1人	令和5年度末時点	3人	4人	8人

【取組み内容等】

計画相談支援と連携して、施設からの退所に向けて支援を行いました。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【重点目標】

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るためには、計画的に基盤を整備するとともに、市や事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障がい福祉サービス事業者、市などの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。

そこで、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【成果目標と実績値】

		目標値	備考	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神病床における１年以内の地域での平均生活日数		316日	令和５年度末			
精神病床における１年以上の長期入院患者数		243人	令和５年 6月末時点	245人		
精神病床における 退院率	入院後３か月時点	69%	令和５年度			
	入院後６か月時点	86%				
	入院後１２か月時点	92%				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		6回	各年度	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		6人	各年度	6人	11人	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	各年度	1回	1回	1回

【取組み内容等】

地域移行部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の取組みを行いました。

- 相談支援従事者に対して、精神障がいに対する正しい知識、支援の方法について学ぶ研修会を実施しました。
- 地域住民に対しては、精神保健福祉分野について、身近に考えてもらうための研修会を実施しました。
- 精神障がい者（疑いも含む）を対象に、気軽に過ごせる居場所の開所を5回行いました。
- 精神科病院に入院する障がい者の退院促進に向けた取組みを行いました。

(3) 地域生活の支援

【重点目標】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター(委託相談支援事業者)、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用していきます。

また、障がい福祉サービス事業者等とのネットワークを強化することで、さまざまな支援の充実を図ります。

さらに、その運用状況は、自立支援協議会及び自立支援協議会の「地域生活支援拠点部会」において、年1回以上検証・検討を行います。

【成果目標と実績値】

	目標値	備考	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援協議会における検証	年1回以上	各年度	3回	3回	3回
地域生活支援拠点部会における検討	年1回以上	各年度	4回	1回	2回

【取組み内容等】

地域生活支援拠点部会において、短期入所を活用した緊急時対応の事前登録の推進や短期入所以外の支援体制に向けた取組みを行いました。具体的には、日頃から緊急時や親亡き後のことを家族や支援者で話す機会を持ち、本人・家族の希望や各支援者の役割、対応の流れを考える機会を持つことを目的とした「もしもキャンペーン」を実施しました。

「もしもキャンペーン」では、利用者に対して障がい福祉サービス事業所または相談支援専門員が緊急時について聞き取りを行い、緊急時対応が必要な対象像や支援内容についての把握を行いました。

(4) 就労支援の充実

【重点目標】

就労は、障がいのある人の経済的な基盤として自立を支えるとともに、生きがいややりがいをもたらすものです。このため、障がいのある人は、自らの持てる能力や技術・技能を活かし、就労することを望まれています。また、さまざまな人がその状態や状況に応じた多様な就労を行い、自己実現を果たすことが大切です。そのため、障がいのある人が安定した生活基盤を得られるように、福祉施設から一般就労への移行を推進する必要があります。

そこで、就労系サービス事業者・就労支援機関・計画相談支援等が連携して、一般就労への支援を行うとともに、就職後も継続して働くことができるように定着支援を行います。

また、一般就労だけでなく本人の意思や特性に応じて、福祉的就労など多様な働き方を確保していくことも大切です。福祉的就労に就く人の工賃の向上に取り組むとともに、就労を目標とした生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を通じて、生きがいの創出にも取り組みます。

【成果目標及び実績値】

	令和元年度 (実績)	令和５年度 (目標値)	備考	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	32 人	44 人	令和５年度末 時点	28 人	44 人	
就労移行支援事業	11 人	16 人		13 人	24 人	
就労継続支援 A 型事業	5 人	7 人		7 人	3 人	
就労継続支援 B 型事業	13 人	17 人		8 人	15 人	
生活介護・自立訓練	3 人	4 人		0 人	0 人	
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち就労定着支援事業を利用する人の割合		7 割以上	令和５年度末 時点	25%	45.8%	
就労定着支援事業所による一年後の就労定着率が 8 割以上の事業所の割合		7 割以上	令和５年度末 時点	10 割	10 割	
就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額	10,593 円	11,990 円	令和５年度末 時点	11,794 円	12,916 円	15,822 円

※令和５年度の実績値は、現在「就労人数調査」及び「工賃実績調査」を実施しているため、計上できません。令和４年度の実績値は、府内で取りまとめた最終結果です。

【取組み内容等】

就労支援部会において、「一般就労への移行」「工賃向上の取組み」をテーマに就労支援事業所と取組みを行いました。

また、日頃の業務を通じて各事業所が抱える支援に関する課題等について全体会において意見交換を実施しました。

○一般就労への移行

和泉市内の就労移行支援事業所にヒアリングを行い、令和6年度実施予定のケーススタディに向けて取り組みました。

参加者・・・就労移行支援事業所・泉州北障害者就業・生活支援センター・和泉市就労支援センター

○工賃向上の取組み

事業所の製品や受注の紹介に関するカタログについて、さらなる周知に向けて取り組みました。また、ココスルに情報を掲載しました。

参加者・・・就労継続支援B型事業所

(5) 相談支援体制の充実

【重点目標】

本市では、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を中心に相談支援及びその支援体制の整備に取り組んできました。しかしながら、障がいの重度化や重複化に伴い、障がいのある人にとどまらず、家族などの支援を必要とする家庭も増えています。

そこで、自立支援協議会の「相談支援部会」において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取り組みの推進を図ります。また、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、特定相談支援事業者及び障がい福祉サービス事業者等にとどまらず、保健・医療・介護・子育てをはじめ、教育や就労、住宅などさまざまな関係機関とより一層連携を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センターなどの相談支援機関と連携し、幅広い相談支援体制の充実を図ります。

【成果目標及び実績値】

	目標値	備考	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	1か所	各年度	1か所	1か所	1か所
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	6件	各年度	6件	10件	11件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6件	各年度	6件	6件	3件
地域の相談機関との連携強化の取り組み	6回	各年度	6回	6件	8件

【取組み内容等】

相談支援部会において、相談支援専門員の抱える課題解決に向けた取組みを行いました。

具体的には、支援の質向上に向けての勉強会や相談支援専門員のネットワーク作り、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が事業所に訪問し、ケースの相談に関する助言を行いました。

○勉強会・・・3回実施

○ネットワーク会議・・・日頃の業務に関する意見交換等（年8回実施）

○事業所訪問・・・各事業所を訪問してヒアリングの実施（年11回実施）

(6) 障がい者地域自立支援協議会の活性化

【重点目標】

前記（１）から（５）までの目標達成に向け、関係機関や障がい福祉サービス事業者等の参画による自立支援協議会の各部会の取り組みなどを進めます。

そこで、それぞれの課題や問題点などを自立支援協議会において協議・検討するとともに、各部会の垣根を超えた幅広い協議を行うことで、包括的なネットワークの構築を目指します。

【取り組み内容等】

○障がい児・者連携について

障がい児から障がい者への移行にあたって、特に支援学校卒業後の連携体制の構築に向けて関係者にて意見交換会を行いました。

○委員提案

・青年・成人期余暇活動支援の充実について

障がい者の夕方の過ごし方について検討を行いました。

・支援やサービス提供につながりにくい方への支援体制構築、事業者間の連携支援による支援チーム構築と地域の人材育成について

事業者に対する支援体制構築について検討を行いました。

2. 障がい福祉サービスの活動指標

(1) 訪問系サービスの見込量及び実績値

サービス名	サービスの概要
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際の必要な援助を行います。
④ 行動援護	知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護を必要とする人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護やその他の必要な援助を行います。
⑤ 重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、ならびに知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

(1か月あたり)

サービス等		令和3年度見込量		令和3年度実績値		令和4年度見込量		令和4年度実績値		令和5年度見込量		令和5年度実績値	
		利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数
居宅介護		468	13,916	433	11,892	488	15,043	460	11,569	507	16,298	489	12,024
	身体障がい者	198	9,504	177	7,788	199	9,950	177	7,165	199	10,547	175	6,982
	知的障がい者	92	1,656	78	1,341	100	2,000	85	1,428	109	2,289	94	1,618
	障がい児	23	276	19	350	24	288	20	330	24	312	21	300
	精神障がい者	155	2,480	159	2,413	165	2,805	178	2,646	175	3,150	199	3,124
重度訪問介護		15	3,115	11	1,873	16	3,458	12	2,070	17	3,836	13	2,404
	身体障がい者	13	2,639	11	1,873	14	2,982	12	2,070	15	3,360	12	2,057
	知的障がい者	1	238	0	0	1	238	0	0	1	238	0	0
	精神障がい者	1	238	0	0	1	238	0	0	1	238	1	347
同行援護		50	1,850	38	1,537	50	1,850	42	1,605	50	1,850	43	1,595
	身体障がい者	50	1,850	38	1,537	50	1,850	42	1,605	50	1,850	43	1,595
	障がい児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護		18	732	18	560	22	884	23	692	26	1,053	29	1,055
	知的障がい者	13	572	16	525	15	660	21	670	17	795	28	1,051
	障がい児	5	160	2	35	7	224	2	20	9	288	1	4
	精神障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

サービス等	令和3年度見込量		令和3年度実績値		令和4年度見込量		令和4年度実績値		令和5年度見込量		令和5年度実績値	
	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数
重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身体障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【考察】

訪問系サービスについて、実績値と見込量との乖離がありました。

(2) 日中活動系サービスの見込量及び実績値

サービス名		サービスの概要
①	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
②	生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、日中において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の必要な支援を行います。
③	自立訓練(機能訓練)	障がい者支援施設、もしくは障がい福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練(生活訓練)	障がい者支援施設、もしくは障がい福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練(宿泊型自立訓練)	居室その他の設備を利用させるとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行います。
④	就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
⑤	就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。
⑥	就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用される機会がない障がいのある人に対し、就労や生きがいづくりなどを目的に生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。

サービス名		サービスの概要
⑦	就労定着支援	一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
⑧	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人に対し、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

サービス等		令和3年度見込量		令和3年度実績値		令和4年度見込量		令和4年度実績値		令和5年度見込量		令和5年度実績値	
		利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数
短期入所		848	145	517	92	908	155	588	96	985	168	625	108
	身体障がい者	222	37	112	22	234	39	121	23	246	41	143	27
	知的障がい者	540	90	321	53	588	98	354	54	648	108	346	59
	障がい児	80	16	57	13	80	16	80	16	85	17	113	19
	精神障がい者	6	2	27	4	6	2	33	4	6	2	23	3
生活介護		7,239	375	6,842	357	7,528	391	7,014	365	7,882	410	7,301	381
	身体障がい者	2,527	133	2,261	120	2,600	137	2,272	122	2,698	142	2,300	123
	知的障がい者	4,520	226	4,381	221	4,700	235	4,515	225	4,920	246	4,712	236
	精神障がい者	192	16	200	16	228	19	227	18	264	22	289	22
自立訓練		487	28	322	24	621	36	326	22	778	45	584	36
	身体障がい者	27	2	37	4	29	3	42	3	32	3	29	5
	知的障がい者	102	6	105	6	119	7	142	9	119	7	121	10
	精神障がい者	358	20	180	14	473	26	142	10	627	35	434	21
就労移行支援		829	53	1,074	59	925	60	1,161	70	1,015	67	1,339	82
	身体障がい者	42	3	38	3	56	4	44	4	56	4	118	7
	知的障がい者	396	33	380	18	455	38	373	20	522	44	400	22
	精神障がい者	391	17	656	38	414	18	744	46	437	19	821	53

サービス等	令和3年度見込量		令和3年度実績値		令和4年度見込量		令和4年度実績値		令和5年度見込量		令和5年度実績値	
	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
就労継続支援 A 型	1,771	97	1,753	97	1,944	106	1,868	103	2,129	117	2,215	121
身体障がい者	392	22	290	16	457	25	318	18	534	30	358	19
知的障がい者	551	29	490	26	551	29	536	28	551	29	660	35
精神障がい者	828	46	973	55	936	52	1,014	57	1,044	58	1,197	67
就労継続支援 B 型	9,712	551	9,356	536	10,788	617	10,790	610	12,045	695	12,009	678
身体障がい者	1,360	80	1,346	80	1,496	88	1,512	88	1,649	97	1,723	99
知的障がい者	5,172	259	5,038	263	5,437	272	5,612	293	5,716	286	5,588	289
精神障がい者	3,180	212	2,972	193	3,855	257	3,666	229	4,680	312	4,698	290
就労定着支援		13		17		17		17		22		16
身体障がい者		1		2		2		1		2		1
知的障がい者		5		8		6		9		7		8
精神障がい者		7		7		9		7		13		7
療養介護		9		8		9		9		9		10

【考察】

就労移行支援については、目標値を上回る実績値であり、就労支援・定着支援の必要性が広がっているものと考えます。

(3) 居住系サービスの見込量及び実績値

サービス名		サービスの概要
①	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行うとともに、入浴、排せつ、食事等の支援が必要な人には、必要な支援を行います。
②	施設入所支援	障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
③	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行います。

サービス等		令和3年度見込量	令和3年度実績値	令和4年度見込量	令和4年度実績値	令和5年度見込量	令和5年度実績値
		利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
共同生活援助		266	258	300	287	338	312
	身体障がい者	29	26	35	29	42	34
	知的障がい者	187	183	209	194	234	199
	精神障がい者	50	49	56	64	62	79
施設入所支援		94	89	93	86	91	85
	身体障がい者	29	30	28	30	26	28
	知的障がい者	61	56	61	53	61	54
	精神障がい者	4	3	4	3	4	3
自立生活援助		0	0	0	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
	障がい児	0	0	0	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0	0	0	0

【考察】

共同生活援助は年々利用実績が増加しており、その必要性が高まっているものと考えます。

(4) 相談支援の見込量及び実績値

サービス名		サービスの概要
①	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
②	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人等の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人につき、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
③	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

サービス等		令和3年度見込量	令和3年度実績値	令和4年度見込量	令和4年度実績値	令和5年度見込量	令和5年度実績値
		利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援		267	318	277	326	289	371
	身体障がい者	55	59	55	60	55	67
	知的障がい者	114	139	115	142	117	152
	障がい児	4	2	4	1	4	1
	精神障がい者	94	118	103	123	113	151
地域移行支援		3	0	3	2	4	1
	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
	知的障がい者	0	0	1	2	2	0
	精神障がい者	3	0	2	0	2	1
地域定着支援		0	0	0	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
	障がい児	0	0	0	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0	0	0	0

【考察】

計画相談支援の利用が増加しており、その必要性が高まっているものと考えます。

(5) 障がい福祉サービス事業者に対する取り組み

障がい福祉サービス事業所等のサービスの質の向上や利用者の適切なサービス利用を促進するため、大阪府と連携し、障がい福祉サービス事業者に対する取り組みを展開します。

市職員が『障害者総合支援法』の具体的な内容を理解する取り組み、自立支援審査支払等システムの利用により請求の過誤をなくすための取り組みにより、利用者が必要とする障がい福祉サービス等が適切に提供できるよう努めていきます。

【活動指標】

	年度	目標値	実績値	備考
障がい福祉サービス等に係る 各種研修の活用(※)	令和3年度	1人	1人	
	令和4年度	1人	1人	
	令和5年度	1人	1人	
障がい者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有	令和3年度	0回	0回	
	令和4年度	1回	1回	
	令和5年度	1回	1回	
障がい福祉サービス事業所等 に対する指導監査の結果の共有	令和3年度	1回	5回	
	令和4年度	1回	7回	
	令和5年度	1回	2回	

(※) 大阪府等が実施する障がい福祉サービスに関する研修会に市職員が参加した数値

(6) 地域生活支援事業(必須事業)の見込量及び実績値

サービス名		サービスの概要
①	相談支援事業等	
	相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。
	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援します。
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、かつ身寄りのない、判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の全部または一部を助成することにより障がいのある人の権利擁護を図ります。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。
②	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
③	日常生活用具給付等事業	日常生活が円滑に行われるために、障がいの種別及び程度により、必要に応じて日常生活用具の給付を行います。
④	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の対象者以外の移動支援を行います。サービスの形態により、「個別支援型」や「グループ支援型」等を実施しています。
⑤	地域活動支援センター	障がいのある人等が通う施設で、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	基礎的事業	利用者に対する創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流等を促進する活動を実施します。
	機能強化事業 地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。
	地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業を行うほか、地域において雇用または就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要です。

①相談支援事業

		令和3年度 見込量	令和3年度 実績値	令和4年度 見込量	令和4年度 実績値	令和5年度 見込量	令和5年度 実績値
相談支援事業	実施か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施有無	無	無	無	無	無	無
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人	2 人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

②意思疎通支援事業

		令和3年度 見込量	令和3年度 実績値	令和4年度 見込量	令和4年度 実績値	令和5年度 見込量	令和5年度 実績値
手話通訳者派遣事業	利用者数	34 人	37 人	35 人	32 人	36 人	36 人
	時間数	680 時間	921 時間	686 時間	1401 時間	693 時間	1,363 時間
要約筆記者派遣事業	利用者数	4 人	4 人	5 人	3 人	5 人	2 人
	時間数	120 時間	162 時間	123 時間	133 時間	130 時間	81 時間
手話通訳者設置事業	設置者数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
手話奉仕員養成研修事業	参加者数	63 人	50 人	66 人	52 人	69 人	65 人

③日常生活用具給付等事業

		令和3年度 見込量	令和3年度 実績値	令和4年度 見込量	令和4年度 実績値	令和5年度 見込量	令和5年度 実績値
介護・訓練支援用具	利用件数	17 件	16 件	19 件	11 件	21 件	12 件
自立生活支援用具	利用件数	32 件	47 件	32 件	33 件	32 件	39 件
在宅療養等支援用具	利用件数	40 件	42 件	44 件	23 件	45 件	44 件
情報・意思疎通支援用具	利用件数	29 件	39 件	29 件	21 件	29 件	30 件
排せつ管理支援用具	利用件数	5,827 件	6,164 件	5,902 件	7,042 件	5,979 件	10,158 件
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数	8 件	6 件	8 件	6 件	8 件	5 件

④移動支援事業

		令和3年度 見込量	令和3年度 実績値	令和4年度 見込量	令和4年度 実績値	令和5年度 見込量	令和5年度 実績値
移動支援事業	利用時間	96,453 時間	70,328 時間	100,485 時間	78,887 時間	105,395 時間	82,921 時間
	利用者数	657 人	527 人	681 人	570 人	709 人	586 人
身体障がい のある人	利用時間	41,693 時間	27,317 時間	43,400 時間	27,856 時間	45,135 時間	29,375 時間
	利用者数	241 人	170 人	248 人	178 人	255 人	183 人
知的障がい のある人	利用時間	38,889 時間	25,724 時間	39,600 時間	30,777 時間	40,736 時間	31,393 時間
	利用者数	261 人	225 人	264 人	238 人	268 人	249 人
精神障がい のある人	利用時間	9,919 時間	13,396 時間	11,440 時間	17,142 時間	13,320 時間	19,834 時間
	利用者数	91 人	93 人	104 人	117 人	120 人	127 人
障がいのある児童	利用時間	5,952 時間	3,891 時間	6,045 時間	3,113 時間	6,204 時間	2,319 時間
	利用者数	64 人	39 人	65 人	37 人	66 人	27 人

⑤地域活動支援センター

		令和3年度 見込量	令和3年度 実績値	令和4年度 見込量	令和4年度 実績値	令和5年度 見込量	令和5年度 実績値
基礎的事業	設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数	148 人	51 人	149 人	54人	150 人	57 人
機能強化型事業 (Ⅱ型)	設置か所数 (内数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数 (内数)	56 人	51 人	60 人	54人	64 人	57人

(7) 地域生活支援事業（任意事業）の見込量及び実績値

サービス名		サービスの概要
①	日中一時支援事業	日中の監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
②	訪問入浴サービス事業	自宅で入浴することが困難な身体障がいのある人に、訪問し浴槽を提供して入浴の支援を行います。
③	社会参加支援事業等	スポーツ・芸術文化活動等の実施や教養等に関する講座を実施することで、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

① 日中一時支援事業

		令和3年度 見込量	令和3年度 実績値	令和4年度 見込量	令和4年度 実績値	令和5年度 見込量	令和5年度 実績値
日中一時支援事業	利用者実人数	64 人	38 人	70 人	33 人	76 人	32 人
	延利用回数	1,950 回	1,898 回	2,126 回	1,608 回	2,317 回	1,735 回

② 訪問入浴サービス事業

		令和3年度 見込量	令和3年度 実績値	令和4年度 見込量	令和4年度 実績値	令和5年度 見込量	令和5年度 実績値
訪問入浴サービス事業	利用者実人数	6 人	7 人	7 人	7 人	7 人	6 人
	延利用回数	288 回	234 回	336 回	296 回	336 回	352 回

③ 社会参加支援事業等

事業名	事業の概要
生活訓練事業	和泉市立北部総合福祉会館にて整形外科医師による診断のもと、理学療法士が個別カリキュラムに添った、機能の維持向上を図る訓練を行い、日常生活動作の習得を目指します。 和泉市立総合福祉会館にてグループリハビリ（体操等）、個人リハビリ（歩行・起立・ホットパック等）を実施します。 和泉市立北部総合福祉会館にて、リフト付き低床観光バスを使用し、野外活動を実施します。近畿圏内福祉体験施設やテーマパーク見学等をとおして、社会経験、体験を深め日常生活の向上を推進します。
点訳奉仕員養成事業	和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、点訳奉仕員の養成講座を実施しています。
点字・声の広報等発行事業	声の広報等の発行 1 声の広報いずみ：市広報の音訳版（発行回数、年 12 回） 2 声の市議会だより：市議会広報の音訳版（発行回数、年 4 回）
芸術・文化講座開催等事業	和泉市立北部総合福祉会館等で 1 美術：クラフト作成（木工品、ペーパークラフト、粘土細工等）、陶芸、絵画 2 文化：料理、お菓子作り、季節の行事（クリスマス、おもちつき等）、読書（図書館）、識字、グループワーク、パソコン講習会、編み物、生け花、書道、園芸、フラワーアレンジメント 3 音楽：合奏練習、カラオケ、コーラス 4 パソコン講座等を実施しています。

Ⅱ 第7期和泉市障がい福祉計画（R6～8年度）の取り組み

Ⅰ.重点目標及び成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【重点目標】

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

【成果目標の考え方】

● 地域生活移行者の増加

令和4年度末の施設入所者数（88人）の6%（6人）以上を令和8年度末までに地域移行するものとして設定します。

● 施設入所者数の削減

地域生活移行者や施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数（88人）から1.7%（2人）以上を削減見込みとし、令和8年度末時点の施設入所者を86人として設定します。

【成果目標】

	目標値	備考
施設入所者数(A)	88人	令和4年度末時点
施設入所者数(B)	86人	令和8年度末時点
地域生活移行者数(C)	6人	令和8年度末時点
入所者の削減見込数(A-B)	2人	令和8年度末時点

○令和6年度の方向性や取組み予定

施設入所者の地域移行に関する個別の実態把握を行います。また、市内障がい者支援施設と地域移行に関する意見交換会を実施します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【重点目標】

精神障がいのある人が、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、計画的に基盤を整備するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場である自立支援協議会地域移行部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【成果目標の考え方】

● 精神病床における１年以上の長期入院患者数

令和８年６月末時点での精神病床における１年以上の長期入院患者数（大阪府が提示する目標値）を市町村ごとに按分した数値を下限として目標を設定します。

【成果目標】

	目標値	備考
精神病床における１年以上の長期入院患者数	219人	令和８年６月末時点

【主な活動指標の考え方】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等が参画する協議の場として地域移行部会を開催します。また、地域移行部会において活動目標などを設定し、実施状況等を評価しながら取り組みを進めます。

【主な活動指標】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回以上	2 回以上	2 回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7 機関以上	7 機関以上	7 機関以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

○令和 6 年度の方向性や取組み予定

地域移行部会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて以下の取組みを進めます。

- ・相談支援従事者に対して、精神障がいに対する正しい知識、支援の方法について学ぶ研修会を実施します。
- ・精神障がい者（疑いも含む）を対象に、気軽に過ごせる居場所について、昨年度実施した結果について評価を行い、今後の展開について検討します。
- ・精神科病院に入院する障がい者の退院促進に向けた取組みを行います。

(3) 地域生活支援の充実

【重点目標・成果目標】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用します。

また、緊急時の調整が円滑に行えるよう、基幹相談支援センターにコーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置し、また、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

地域生活支援拠点の運用状況について、自立支援協議会及び自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、年1回以上検証・検討を行います。

その他、大阪府等と連携して強度行動障がい者の実情や支援サービス等に関する調査を実施します。

【成果目標の考え方】

● 効果的な支援体制等の構築

コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置及び支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

● 自立支援協議会における検証

自立支援協議会において地域生活支援拠点の運用状況や取組状況について検証を行います。

● 地域生活支援拠点部会における検討

自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、地域生活支援拠点の機能の充実等について具体的な協議を行います。

● 強度行動障がいを有する者に対する支援体制の充実

令和 8 年度末までに強度行動障がい者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、大阪府等と連携して実態調査を実施します。

【主な活動指標】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
コーディネーターの配置人数	1 か所	1 か所	1 か所
自立支援協議会における検証	1 回以上	1 回以上	1 回以上
地域生活支援拠点部会における検討	1 回以上	1 回以上	1 回以上

○令和 6 年度の方向性や取組み予定

地域生活支援拠点部会において、昨年度実施した「もしもキャンペーン」の集計・分析を行い、障がい者地域自立支援協議会において報告を行い、登録要件の見直しについて、協議を行う。※令和 6 年 8 月 6 日開催済み

再度、計画相談支援等に対して、事前登録や緊急時対応について周知を行うとともに、訪問系サービスを活用した緊急時対応の体制について仕組みづくりに向けて取組みを進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【重点目標】

自立支援協議会就労支援部会において一般就労に向けて、さまざまな就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築などについて、また、福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて、受注企業との関係の構築などについて協議し、目標達成に向けて取り組みます。

【成果目標の考え方】

● 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

令和 8 年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上、併せて、就労移行支援 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型 1.28 倍以上（大阪府が提示する目標値）として目標を設定します。

● 就労移行支援事業利用終了後の一般就労への移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が 5 割以上の事業所を 6 割以上とすることを目標として設定します。

● 就労定着支援事業の利用者数

令和 8 年度末時点の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを目標として設定します。

● 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率

令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2.5 割以上とすることを目標として設定します。

● 就労継続支援 B 型事業所における平均工賃額

令和 3 年度の工賃の平均額の実績よりも令和 8 年度の工賃の平均額が向上するように目標を設定します。

● 就労支援部会の設置

現在、自立支援協議会就労支援部会において、就労支援に関する協議をしていますが、継続して就労支援部会において協議を進めていきます。

【成果目標】

	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)
就労移行支援事業所等を通じた一般就労 への移行者数	28 人	44 人以上
就労移行支援事業	13 人	20 人以上
就労継続支援 A 型事業	7 人	11 人以上
就労継続支援 B 型事業	8 人	12 人以上
生活介護・自立訓練	0 人	1 人以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への 移行者の割合が 5 割以上の事業所数		6 割以上
就労定着支援の利用者数	17 人	24 人
就労定着支援利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上の事業所の割合		2.5 割以上
就労継続支援 B 型事業所における平均工 賃月額	11,794 円	16,613 円
就労支援部会の設置	設置	設置

○令和6年度の方向性や取組み予定

就労支援部会において、「一般就労への移行」「工賃向上の取組み」をテーマに就労支援事業所と取組みを行いました。

・一般就労への移行

就労支援のあり方（動き方）をテーマに就労相談から就職、定着支援まで各段階における支援のあり方や工夫について和泉市内の就労移行支援事業所とケーススタディを行います。また、ケーススタディを通じて「和泉市就労支援ガイドライン」のバージョンアップを行います。

・工賃向上の取組み

事業所の製品や受注の紹介に関するカタログについて、さらなる周知に向けて検討を行います。また、販路拡大に向けた営業方法を確立させます。

(5) 相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化

【重点目標】

本市では、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を設置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

相談支援体制の充実、ネットワークの充実にあたっては、自立支援協議会相談支援部会において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取組みの推進を図ります。

また、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うため、自立支援協議会の体制の改善を図るなどの活性化に取り組めます。

その他、意思決定支援の促進、個別支援計画の質の向上、社会資源の把握及び利活用の促進、障がい福祉人材の確保・育成、権利擁護の推進、障がい者の社会参加の促進など総合的に障がい者の自立支援に向けた体制整備に取り組めます。特に障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・活用・開発等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

【成果目標の考え方】

● 相談支援体制の充実・強化等

本市では、基幹相談支援センターを設置済みであるため、引き続き、相談支援体制の充実を図ります。

【成果目標】

	目標値	備考
基幹相談支援センターの設置	1 か所	平成 26 年度に設置済

【主な活動指標の考え方】

- 自立支援協議会相談支援部会において、勉強会・ネットワーク会議・オンライン相談・事業所訪問等を実施し、地域の相談支援事業者の支援を行います。
- 地域課題を把握し、必要な基盤整備に向けて個別事例の検討・検証を行います。
- 障がい者の支援体制整備を着実に進めるため、取組みテーマごとに必要な専門部会を自立支援協議会に設置し、様々な課題に対応した協議を行います。

【主な活動指標】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 (件／年)	4 件	4 件	4 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援 (件／年)	1 件	1 件	1 件
地域の相談機関との連携強化の取組み (回／年)	1 回	1 回	1 回
個別事例の支援内容の検証(回／年)	4 回	4 回	4 回
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置(配置数)	0 人	1 人	1 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施 【実施回数(回／年)】 【参加事業者数(社／年)】	3 回	3 回	3 回
	1 社	1 社	1 社
専門部会の設置 【設置数】 【実施回数(回／年)】	6 部会	6 部会	6 部会
	6 回以上	6 回以上	6 回以上

○令和６年度の方針や取組み予定

【相談支援部会】

相談支援部会において、相談支援専門員の抱える課題解決に向けた取組みを行いました。具体的には、支援の質向上に向けての勉強会や相談支援専門員のネットワーク作り、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が事業所に訪問し、ケースの相談に関する助言を行いました。

- ・勉強会・・・相談支援専門員として必要な知識やスキルを習得するために勉強会を実施
- ・ネットワーク会議・・・日頃の業務に関する意見交換等
- ・事業所訪問・・・各事業所を訪問してヒアリングの実施

その他、令和６年度報酬改定を踏まえた機能強化型サービス利用支援費の活用について検討を行い、相談支援部会等への参画のあり方を確立します。

【支援の質向上プロジェクトチーム】

支援の質向上プロジェクトチームにおいて、社会資源のあり方として、求めるニーズを受発信できる仕組みや、ニーズに合った情報を集約・発信できる仕組みをつくりま

また、障がい福祉サービス事業者が作成する個別支援のあり方として、事業所向けに研修動画を発信します。また、事業所が情報交換できる機会の提供を進めます。

【障がい者地域自立支援協議会】

各専門部会の進捗を踏まえ、障がい者の自立支援に関する体制整備について引き続き、協議を行います。また、委員より意見や提案のあった事項について、解決に向けて継続して取組みを進めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

【重点目標・成果目標】

障がい福祉サービス事業所等のサービスの質の向上や利用者の適切なサービス利用を促進するため、大阪府と連携し、障がい福祉サービス事業者に対する取組みを展開します。

市職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解する取組み、自立支援審査支払等システムの利用により請求の過誤をなくするための取組みにより、適切な障がい福祉サービス等の提供を促進します。

【成果目標の考え方】

- 大阪府が実施する研修会に参加し、障がい福祉サービス等に関する理解の向上を図ります。
- 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、集団指導や専門部会等を通じて注意喚起を行います。
- 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、岸和田市広域事業者指導課と指定・指導について情報共有を行います。

【主な活動指標】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用(回／年)	1 回	1 回	1 回
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(回／年)	1 回以上	1 回以上	1 回以上
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有(回／年)	1 回以上	1 回以上	1 回以上

2. 障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際の必要な援助を行います。
④ 行動援護	知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護を必要とする人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護やその他の必要な援助を行います。
⑤ 重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、ならびに知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

サービス等		令和 6 年度見込量		令和 7 年度見込量		令和 8 年度見込量	
		利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数	利用者数	利用時間数
居宅介護		502	12,602	525	13,214	550	13,900
	身体障がい者	177	7,165	177	7,165	177	7,165
	知的障がい者	91	1,735	94	1,912	97	2,107
	障がい児	20	330	20	330	20	330
	精神障がい者	214	3,372	234	3,807	256	4,298
重度訪問介護		14	2,546	14	2,546	14	2,546
	身体障がい者	12	2,070	12	2,070	12	2,070
	知的障がい者	1	238	1	238	1	238
	精神障がい者	1	238	1	238	1	238
同行援護		42	1,605	42	1,605	42	1,605
	身体障がい者	42	1,605	42	1,605	42	1,605
	障がい児	0	0	0	0	0	0
行動援護		39	1,018	51	1,238	67	1,506
	知的障がい者	37	998	49	1,218	65	1,486
	障がい児	2	20	2	20	2	20
	精神障がい者	0	0	0	0	0	0

サービス等		令和 6 年度見込量		令和 7 年度見込量		令和 8 年度見込量	
		利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数
重度障がい者等包括支援		0	0	0	0	0	0
	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
	障がい児	0	0	0	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名		サービスの概要
①	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
②	生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、日中において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の必要な支援を行います。
③	自立訓練 (機能訓練)	障がい者支援施設、もしくは障がい福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	障がい者支援施設、もしくは障がい福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練 (宿泊型自立訓練)	居室その他の設備を利用させるとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行います。
④	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
⑤	就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。
⑥	就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用される機会がない障がいのある人に対し、就労や生きがいづくりなどを目的に生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。
⑦	就労定着支援	一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
⑧	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人に対し、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

サービス等		令和 6 年度見込量		令和 7 年度見込量		令和 8 年度見込量	
		利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数
短期入所		649	99	713	101	821	103
	身体障がい者	121	23	121	23	121	23
	知的障がい者	354	54	354	54	354	54
	障がい児	80	16	80	16	80	16
	精神障がい者	94	6	158	8	266	10
生活介護		7,516	389	7,790	403	8,081	418
	身体障がい者	2,354	124	2,396	125	2,439	126
	知的障がい者	4,845	240	5,019	248	5,199	256
	精神障がい者	317	25	375	30	443	36
自立訓練（機能訓練）		46	2	46	2	46	2
	身体障がい者	23	1	23	1	23	1
	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
	精神障がい者	23	1	23	1	23	1
自立訓練（生活訓練）		374	25	414	27	465	29
	身体障がい者	74	4	103	5	143	6
	知的障がい者	154	11	161	12	168	13
	精神障がい者	146	10	150	10	154	10

サービス等		令和 6 年度見込量		令和 7 年度見込量		令和 8 年度見込量	
		利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数
自立訓練（宿泊型自立訓練）		296	11	330	12	368	13
	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
	精神障がい者	296	11	330	12	368	13
就労移行支援		2,243	104	2,768	122	3,428	143
	身体障がい者	78	6	96	7	118	8
	知的障がい者	595	22	661	23	735	24
	精神障がい者	1,570	76	2,011	92	2,575	111
就労継続支援 A 型		2,143	118	2,303	127	2,479	137
	身体障がい者	344	20	358	21	372	22
	知的障がい者	542	28	545	28	548	28
	精神障がい者	1,257	70	1,400	78	1,559	87
就労継続支援 B 型		13,917	778	15,870	881	18,146	1,000
	身体障がい者	1,927	109	2,176	121	2,457	134
	知的障がい者	6,600	343	7,158	371	7,763	401
	精神障がい者	5,390	326	6,536	389	7,926	465

サービス等	令和 6 年度見込量		令和 7 年度見込量		令和 8 年度見込量	
	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数
就労選択支援				108		242
身体障がい者				19		40
知的障がい者				19		41
精神障がい者				70		161
就労定着支援		19		21		24
身体障がい者		2		2		3
知的障がい者		9		10		11
精神障がい者		8		9		10
療養介護		9		9		9

(3) 居住系サービスの見込量

サービス名		サービスの概要
①	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行うとともに、入浴、排せつ、食事等の支援が必要な人には、必要な支援を行います。
②	施設入所支援	障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
③	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行います。

サービス等		令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度実績値
		利用者数	利用者数	利用者数
共同生活援助(グループホーム)		367	417	475
	身体障がい者	40	47	56
	知的障がい者	234	257	282
	精神障がい者	93	113	137
施設入所支援		86	86	86
	身体障がい者	30	30	30
	知的障がい者	53	53	53
	精神障がい者	3	3	3

サービス等		令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度実績値
		利用者数	利用者数	利用者数
自立生活援助		0	0	0
	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0

(4) 相談支援の見込量

サービス名		サービスの概要
①	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
②	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人等の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人につき、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
③	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

サービス等		令和 6 年度見込量	令和 7 年度見込量	令和 8 年度見込量
		利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援		393	433	479
	身体障がい者	62	63	64
	知的障がい者	162	173	185
	障がい児	1	1	1
	精神障がい者	168	196	229
地域移行支援		2	2	2
	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	2	2	2
	精神障がい者	0	0	0
地域定着支援		0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
	障がい児	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0

(5) 地域生活支援事業(必須事業)の必要な見込量

サービス名		サービスの概要
①	相談支援事業等	
	相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。
	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援します。
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、かつ身寄りのない、判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の全部または一部を助成することにより障がいのある人の権利擁護を図ります。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。
②	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
③	日常生活用具給付等事業	日常生活が円滑に行われるために、障がいの種別及び程度により、必要に応じて日常生活用具の給付を行います。
④	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の対象者以外の移動支援を行います。サービスの形態により、「個別支援型」や「グループ支援型」等を実施しています。
⑤	地域活動支援センター	障がいのある人等が通う施設で、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	基礎的事業	利用者に対する創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流等を促進する活動を実施します。
	機能強化事業 地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。
	地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業を行うほか、地域において雇用または就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要です。

①相談支援事業

		令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
相談支援事業	実施か所	4 か所	4 か所	4 か所
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施有無	無	無	無
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2 人	2 人	2 人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無

②意思疎通支援事業

		令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
手話通訳者派遣事業	利用者数	35 人	35 人	35 人
	時間数	1160 時間	1160 時間	1160 時間
要約筆記者派遣事業	利用者数	4 人	4 人	4 人
	時間数	130 時間	130 時間	130 時間
手話通訳者設置事業	設置者数	2 人	2 人	2 人
手話奉仕員養成研修事業	参加者数	50 人	50 人	50 人

③日常生活用具給付等事業

		令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
介護・訓練支援用具	利用件数	14 件	14 件	14 件
自立生活支援用具	利用件数	36 件	36 件	36 件
在宅療養等支援用具	利用件数	38 件	38 件	38 件
情報・意思疎通支援用具	利用件数	32 件	32 件	32 件
排せつ管理支援用具	利用件数	7,042 件	7,042 件	7,042 件
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数	6 件	6 件	6 件

④移動支援事業

		令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
移動支援事業	利用時間	86,103 時間	90,293 時間	94,939 時間
	利用者数	604 人	624 人	643 人
身体障がい のある人	利用時間	29,351 時間	30,129 時間	30,927 時間
	利用者数	190 人	196 人	202 人
知的障がい のある人	利用時間	31,086 時間	31,241 時間	31,397 時間
	利用者数	240 人	242 人	243 人
精神障がい のある人	利用時間	22,213 時間	25,286 時間	28,784 時間
	利用者数	137 人	148 人	160 人
障がいのある児童	利用時間	3,453 時間	3,637 時間	3,831 時間
	利用者数	37 人	38 人	38 人

⑤地域活動支援センター

		令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
基礎的事業	設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数	55 人	55 人	55 人
機能強化型事業 (Ⅱ型)	設置か所数 (内数)	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数 (内数)	55 人	55 人	55 人

(6) 地域生活支援事業(任意事業)の必要な見込量

サービス名	サービスの概要
日中一時支援事業	日中の支援者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス事業	自宅で入浴することが困難な身体障がいのある人に、訪問し浴槽を提供して入浴の支援を行います。
社会参加支援事業等	スポーツ・芸術文化活動等の実施や教養等に関する講座を実施することで、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

①日中一時支援事業

		令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
日中一時支援事業	利用者実人数	46 人	54 人	64 人
	延利用回数	1,810 回	1,920 回	2,037 回

②訪問入浴サービス事業

		令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
訪問入浴サービス事業	利用者実人数	9 人	10 人	12 人
	延利用回数	372 回	417 回	467 回

③ 社会参加支援事業等

事業名	事業の概要
生活訓練事業	和泉市立北部総合福祉会館にて整形外科医師による診断のもと、理学療法士が個別カリキュラムに添った、機能の維持向上を図る訓練を行い、日常生活動作の習得を目指します。 和泉市立総合福祉会館にてグループリハビリ（体操等）、個人リハビリ（歩行・起立・ホットパック等）を実施します。 和泉市立北部総合福祉会館にて、リフト付き低床観光バスを使用し、野外活動を実施します。近畿圏内福祉体験施設やテーマパーク見学等をとおして、社会経験、体験を深め日常生活の向上を推進します。
点訳奉仕員養成事業	和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、点訳奉仕員の養成講座を実施しています。
点字・声の広報等発行事業	声の広報等の発行 1 声の広報いずみ：市広報の音訳版（発行回数、年 12 回） 2 声の市議会だより：市議会広報の音訳版（発行回数、年 4 回）
芸術・文化講座開催等事業	和泉市立北部総合福祉会館等で 1 美術：クラフト作成（木工品、ペーパークラフト、粘土細工等）、陶芸、絵画 2 文化：料理、お菓子作り、季節の行事（クリスマス、おもちつき等）、読書（図書館）、識字、グループワーク、パソコン講習会、編み物、生け花、書道、園芸、フラワーアレンジメント 3 音楽：合奏練習、カラオケ、コーラス 4 パソコン講座等 を実施しています。